#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 5 月 1 4 日現在

機関番号: 32629 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2023

課題番号: 18K12643

研究課題名(和文)国際私法における「情報の法」の序論的検討

研究課題名(英文) Introductory Analysis on "Law of Information" in Private International Law

研究代表者

羽賀 由利子(HAGA, Yuriko)

成蹊大学・法学部・教授

研究者番号:90709271

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文):情報取引が経済的重要性を有する今日では情報に関する包括的な法が必要であり、その一角としての国際私法上の諸問題の全体像を解明に取り組んだ。情報に関して実際に生じている国際的・民事的問題を検討の素材としつつ、無体物を対象とする既存の議論、とりわけ著作権及び人格権に関する理論による解決可能性を検証した。

「おいてきない」という。

「おいてきない」といる。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」という。

「おいてきない」の

「おいてきない」という。

「おいてきない」の

「いてきない」の

「いてきないい」の

「いてきないい」の

「いてきないい」の

「いていていいい」の

「いていていいいいいい はデジタル・プラットフォームが大きな位置を占めており、その規則の準拠法性の可能性が指摘できる。

研究成果の学術的意義や社会的意義 伝統的な無体財である著作権や人格権の理論との整合性の検討を通して、従来の前提であった国家法以外の法 (非国家法)の準拠法性という視点を得、新たな検討課題へと発展させることができた。また、関連する論点と して仮想空間における人格やAIと著作権といった問題へも研究を展開し、情報に関する法的論点についての今後 の発展的分析への道筋を見出した。

研究成果の概要(英文): In today's world where information transactions are of economic importance, a comprehensive law regarding information is of a great necessity. As a part of this law, this study worked to clarify various problems in the private international law.

Taking actually-arising international and civil issues regarding information transaction as analysis material, this study examined the question of whether existing theories regarding intangible property, specifically the author's rights and the personality rights, could provide adequate solutions to such problems. Existing theories having basically assumed national law, digital platforms play an important role in the context of information transaction. This study pointed out the possibility that a regulation of such platforms can be selected as a governing law.

研究分野: 国際私法

キーワード:情報 準拠法

#### 1.研究開始当初の背景

情報をめぐる取引が活発する今日の社会において、情報を規律する包括的な法の重要性が増している。既存の「情報法」の中心的な議論は国内公法に関するものが多いが、情報取引はその性質上容易に国境を超えること、また、個人や企業など私人が取引に関わることから、国際私法分野からの検討の必要性がある。この分野の研究が進化することは、情報取引実務に関わる当事者の不安を払拭し、情報の流通や利活用の促進にも資するものである。

この点の検討に際して、まず、実務上情報に関連してどのような問題が生じているかを調査した上で、それらの問題が国際私法学における既存の議論によって解決可能かを分析することで、国際情報法を私法的観点から補完することができると思われた。応用可能な理論として、特に無体権である著作権及び人格権に関する理論が指摘される。これらの理論の応用可能性を分析した上で、さらに既存の議論より解決をもたらすことができない問題類型に対しては新たな理論の構築が求められる。このような検討を通して、国際私法上の情報の取り扱いの全容が明らかとなる。

#### 2. 研究の目的及び手法

現代社会における情報は「デジタル世界の新たな石油」として経済的に重要な位置にある。このような「情報」の法学での取り扱いは明確にされるべきであるが、すでに存在する「情報法」の焦点は、憲法・行政法・競争法等のおおむね公法に属する法分野における議論にあり、必ずしも私法上の問題は大きく注目されていなかった。

しかし、政府や地方自治体といった公的機関だけが情報を収集・利用するわけではない。一般企業も情報収集を通してマーケティング等の経済活動に活用しており、むしろこのような活動の方が一般には身近である。さらに、現在では情報流通の多くはインターネットを介しており、Google や Apple、Meta、Microsoft など、外国企業が日本の個人情報を収集・利用する例も珍しくない。このように、私人のアクターにより、また、もはや一国内では完結しない情報流通が現実であるならば、「情報法」には国際的かつ私法的な視点が必要不可欠である。

実際に、情報をめぐって様々な私人間の国際的な紛争がすでに生じている(例えば、海外企業に情報を預けた個人がその保管・利用に不満や不都合、不安がある時に削除等の対応を要求する、など)。このような私法上かつ国際的要素を含む情報に関する問題は法的にどのように対処すべきか、について、情報をめぐる法は明確な解決策が示されていない。そこで、国際私法的観点から情報について分析すると、まず、日本の国際私法には情報に関する規定はない。そこで、仮説として、無体という点で共通する要素を有する著作権及び人格権の議論の利用可能性が指摘できる。この点の検討を通し、ある程度の類型に関しては既存理論による解決可能性が提供できるのではないか。また、情報をめぐる国際的な民事紛争についての解決の提供にとどまらず、情報の取引や利活用にも有用である。なぜなら、個人や企業といったアクターが実際に情報に関する経済活動をしようとする際に、情報に関する法的な不確実性が残っていることは活動の躊躇につながるからである。

このための分析として、情報に関して生じる実際の問題を既存の議論に当てはめることで解決可能性を探り、あるいはその反転的分析として、既存の無体権である著作権及び人格権の議論の再検討を通して、情報に関わる法的問題への妥当可能性を検討した。

#### 3. 研究成果

## (1) プライバシー侵害に関する議論

既存の議論として、渉外的プライバシー侵害がある。国際私法上、プライバシー侵害は情報の拡散地を結果発生地ととらえる立場と、問題となる情報の主体である人に着目し、その人の所在地に連結する立場に分かれる。情報の拡散の防止を重視すれば、情報の拡布という結果が生じた地への連結は実効性の担保という点で利点がある。しかし、インターネットのように広範囲の伝播を考えると、この理論では複数の法に適用が要求され、煩雑である点は欠点となる。現在のように世界的な情報伝播が可能なメディアを考慮すると、むしろ被害者である人に着目する方法は、法適用が簡便になるという点で評価できる。しかしこの考え方は、本人の所在地とは全く異なる地で情報の拡散が生じる場合等には、最密接関係性の観点から疑問が残ってしまう。伝統的には、前者の見解を採用する法制が多数であったが、情報伝達技術の発展とともに後者のアプローチが近年では勢力を増している。また、原則としては前者を採用しつつも、ユビキタス侵害については特則として後者とする折衷的な見解もある。

# (2) 著作権に関する議論

無体権としての著作権の渉外的流通に際しては、国際裁判管轄及び準拠法の問題が生じる。

特に欧州法においては、国際裁判管轄についてはブリュッセル Ia 規則を中心とする判例 法理が発展している。一般不法行為管轄について、リーディングケースである Mines de Potasse d'Alsace 事件判決、Fiona Shevill 事件判決、eDate Advertising & Martinez 事件判決が、「損害をもたらす事実(harmful event)が発生した地」は加害行為地と結果発生地の双方を含む概念であること、インターネット上の拡散型侵害では結果発生地として「利益の中心(centre of his interests)」である被害者の常居所地法が適用されるべきことが示されていた。しかし、Wintersteiger 事件判決及び Pinckney 事件判決によってこの一般不法行為の議論が著作権侵害には妥当せず、属地主義の原則から、権利の保護に関する判断はそれぞれの国に委ねられることとなる。準拠法についてはローマ II 規則により属地主義原則から保護国法が適用されるが、インターネットを介したユビキタス侵害ではアクセス可能なすべての地の法が適用されることになるなど、その限界が示されている。

## (3)情報利用に関する強行的な規制

欧州の一般データ保護規則(General Data Protection Regulation:GDPR)は、情報の利用に関する規制を明示したことで耳目を集めた。

この規制は、国際的な情報流通市場におけるデータ収集に関連して生じるプライバシーの問題や、購入の意思決定の重要要素の決定プロセスに関する情報の不透明性の問題といった問題に適用される。さらに、収集された個人データを基にパーソナライズされる価格などについては、消費者間の公平性の問題等も生じうるが、これは消費者保護や競争法上の問題にもなる(欧州消費者保護政策(New Deal for Consumers)も参照)。

これらの規則は強行法規として位置づけられ、本研究が対象とする渉外的私的紛争で指定される準拠法をオーバーライドする形で適用される余地があり、かつ、広範な適用範囲が

定められたため、情報の取引に関わる私人アクターにとっても慎重な考慮が必要となるものである。

## (4) プラットフォームとその規則

渉外的な情報及び無体財産の流通に関しては、デジタル・プラットフォームが国境を超えて活動しており、今日における情報収集の主体の代表的存在でもある。すると、プラットフォームも情報の流通や利活用においてはアクターとして、その責任が問われることもあり得る。

プラットフォームそれ自体や、そこに参加する事業者による消費者の情報収集においては、プライバシー侵害をはじめとした私法上の枠組みと個人情報保護などの公法的枠組みが複雑に絡み合う。個人情報保護法制は従来、自国領域内における情報の収集及び利用を前提としていたが、プラットフォーム経済においてはその性質上問題が極めてしばしば越境的なものとなる。上述の GDPR も、このような問題意識から、域外適用の可能性を当初から想定している。

また、プラットフォームは消費者と事業者(あるいは別の消費者)や労働者と事業者とを引き合わせる「場」を提供する者としての存在でもある。このような消費者契約や労働契約の問題が生じた際にプラットフォームが追うべき責任も論点となる。さらに、メタバースのような仮想空間を想定すれば、その場において人間が(アバターという別人格を通して)活動することが可能となる。すると、人間は自身の進退が物理的に存在する社会とは別に、仮想上のその「場」において他者と交流し、人間関係を構築する。ここには新たな「社会」を意識することができる。そうであるならば、プラットフォームがその内部規制として準備している規則が、あたかも「法」のような位置づけと考えられる余地も指摘できる。

#### 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1 . 著者名	4.巻
羽賀由利子	89(3)
2.論文標題	5 . 発行年
フランス国際私法における著作者人格権の相続	2022年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
法政研究	233-251
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名	4.巻
羽賀由利子	1
2.論文標題	5 . 発行年
デジタルプラットフォームと渉外民事紛争	2022年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
成蹊大学法学部(編)『未来法学』(有斐閣、2022)	129-150
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名	4.巻
羽賀由利子	1570
2 . 論文標題	5 . 発行年
職務著作に関する準拠法(知財高裁令和3年9月29日判決)	2022年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
令和3年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	266-267
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名 羽賀由利子	4.巻 256
2.論文標題	5 . 発行年
当事者適格	2021年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
別冊ジュリスト[国際私法判例百選(第3版)]	184-185
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著

│ 1.著者名	4.巻
羽賀由利子	46
3324133	
2	r 翌/二左
2.論文標題	5.発行年
インターネットを介した著作権侵害の国際裁判管轄と準拠法をめぐる欧州の議論	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
著作権研究	20-41
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
	<del>////</del>
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
	<u>.                                      </u>
1. 著者名	4 . 巻
	_
羽賀由利子	7
2.論文標題	5.発行年
- こ・端へが返 - デジタル市場の「個人に向けた」広告と通則法11条6項の「勧誘」について	2020年
ノフフルツの 個人に引けた」仏ロC堪別広口木の境の・勧誘」について	2020 <del>'+</del>
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
情報法制研究	62-71
   担無終さのDOL/ごとカルナブジェカトが印フト	本柱の左伸
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
=	ロボハコ
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	
***	
1.著者名	4 . 巻
A. Lucas / 羽賀 由利子 (訳 )	286
2.論文標題	5.発行年
·····	
著作権と相続:国際私法の観点から	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
名古屋大学法政論集	299-311
<b>口口座八子</b> /公以酬朱	299-311
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	<b>#</b>
+ +,7,7,4+7	
オーブンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
	· <del>-</del>
羽賀由利子	29
2.論文標題	5 . 発行年
デジタル市場におけるパーソナライズド・プライシングの国際私法上の問題	2020年
, / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2020-
2 1844 67	c = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
日本国際経済法学会年報	129-148
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	大生の左仰
	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
	ロベハコ
ナープンマクヤフでけたい ワけき プンマクヤフが国数	
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

4 . 巻
716
5 . 発行年
2020年
20204
6.最初と最後の頁
84-94
査読の有無
無
国際共著
-
4 . 巻
61(2)
5.発行年
2019年
6 見切り見後の百
6.最初と最後の頁 105-124
103-124
査読の有無
無
国際共著
-
4 . 巻
1532
1
5.発行年
2019年
6.最初と最後の頁
115-118
<u> </u>
無
****
国際共著
国際共著
-
4 . 巻
-
- 4.卷 30
- 4.巻 30 5.発行年
- 4.卷 30
- 4.巻 30 5.発行年
- 4.巻 30 5.発行年 2019年
- 4 . 巻 30 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁
- 4 . 巻 30 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 138-155
- 4 . 巻 30 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 138-155
- 4 . 巻 30 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 138-155
- 4 . 巻 30 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 138-155

1 . 著者名	4 . 巻
羽賀由利子	1518
	5 . 発行年
インターネット上のプライバシー侵害に関する国際裁判管轄と準拠法(東京地裁平成28年11月30日判決)	2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
平成29年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	306-307
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1,著者名	4 . 巻
· 羽賀由利子	117(4)
2.論文標題	5.発行年
フランス国際私法におけるプライバシー侵害の準拠法	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
国際法外交雑誌	125-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし なし	無
   オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
	T
1 . 著者名	4.巻
羽賀由利子	61(2)
	5.発行年
不法行為における差止請求の性質決定	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
金沢法学	105-124
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
   オープンアクセス	国際共革
ォーフンテクセス 	国際共著   -
コープンプラ これではらなべ 人はカープンプラ これは 四大に	I.
[学会発表] 計15件(うち招待講演 2件/うち国際学会 2件)	
1.発表者名	
Yuriko Haga	
2 . 発表標題	
Avatar: Conflict-of-laws concerning personality in metaverse	
3.学会等名	
DIGinLAW conference "Law in the Age of Modern Technologies" (国際学会)	

4 . 発表年 2023年

1.発表者名
羽賀由利子
ここ光代伝統    プラットフォームにおける当事者と通則法の弱者保護について
フラフィフス 日にのけるコチョニを利用のお日本版にライト
3.学会等名
第28回北陸国際関係私法研究会
4.発表年
2022年
1.発表者名
羽賀由利子
咽が合 I F に 財 グ ジ 干 ブル/ム
3.学会等名
第25回北陸国際関係私法研究会
4.発表年
2022年
1.発表者名
羽賀由利子
デジタルプラットフォームと渉外民事紛争
22 2 7 7 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3
3.学会等名
第22回北陸国際関係私法研究会
4.発表年
2021年
1.発表者名
羽賀由利子
職務著作に関する準拠法
3.学会等名
第25回北陸国際関係私法研究会
A 改丰左
4.発表年 2004年
2021年

1.発表者名 羽賀由利子
2 . 発表標題 訴訟担当における当事者適格の準拠法
3.学会等名 第19回北陸国際関係私法研究会
4 . 発表年 2021年
1.発表者名 Yuriko Haga
2. 発表標題 Situation of Data Protection in Japan
·
3 . 学会等名 Asia Pacific Region event 40th Anniversary of data protection Convention 108 (国際学会)
4 . 発表年 2020年
1
1.発表者名 羽賀由利子
2 . 発表標題 インターネットによる著作権侵害の国際裁判管轄と準拠法:欧州法の観点から
3.学会等名 著作権法学会2019年研究大会
4 . 発表年 2019年
1.発表者名
羽賀由利子
고 잗ᆂ·[파티즈
2 . 発表標題 インターネット上の著作権侵害とプロバイダの責任:渉外問題を中心に(網路著作權侵害與網路服務提供者之責任 以渉外問題為中心)
3.学会等名 臺北大學智慧財産學程研究會(招待講演)
4.発表年 2019年

1 . 発表者名 羽賀由利子
2.発表標題 AIと著作権(AI與著作權之保護)
3.学会等名 國立臺北大學法律學院財經法研究中心智慧財産學程講座(招待講演)
4.発表年
2019年
1.発表者名 羽賀由利子
デジタル市場におけるデータ利用と消費者保護:国際私法の観点から
日本国際経済法学会第29回研究大会
4 · 元农中
1.発表者名 羽賀由利子
GDPRの沿革とその内容
3.学会等名 金沢大学法学類・第一東京弁護士会司法研究委員会信託法研究部会共同シンポジウム「GDPRと情報信託の交錯」
4 . 発表年 2018年
2010 <del>" </del>
1.発表者名 羽賀由利子
2.発表標題
2 . 光衣標題 渉外的名誉毀損におけるプロバイダの責任の準拠法
第8回北陸国際関係私法研究会
4 . 発表年 2018年

1.発表者名 羽賀由利子				
2 . 発表標題 東京地判平成29・8・30 ( 渉タ	ト的名誉毀損におけるプロバイダー責任)			
3.学会等名 涉外判例研究会				
4 . 発表年 2018年				
1.発表者名 羽賀由利子				
2 . 発表標題 東京地判平成28年9月28日(著作権・著作者人格権侵害に基づく差止請求の準拠法)				
3.学会等名 涉外判例研究会				
4 . 発表年 2019年				
〔図書〕 計0件				
〔産業財産権〕				
〔その他〕				
-				
6.研究組織 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考		
7.科研費を使用して開催した国際研究集会 [国際研究集会] 計0件				
8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況				
共同研究相手国	相手方研究機関			